

# 令和5年度防火管理講習実施要領

主 催 遠軽地区広域組合消防本部  
後 援 遠軽地区防火管理者連絡協議会

消防法施行令第3条第1項第1号及び第2号の規定による、防火管理講習を次の要領により実施します。

**講習会場** 遠軽町芸術文化交流プラザ（遠軽町岩見通南1丁目1番地2）

## 甲種防火管理新規講習（2日間）

- 1 講習日時 令和5年11月7日（火曜日）  
受 付 9時15分から9時45分まで  
開講式 9時45分から  
講 習 10時00分から16時00分まで  
令和5年11月8日（水曜日）  
講 習 10時00分から16時00分まで  
閉講式 16時00分から
- 2 講習場所 1階 小ホール
- 3 受講料 3,000円

## 乙種防火管理講習（1日間）

- 1 講習日時 令和5年11月7日（火曜日）  
受 付 9時15分から9時45分まで  
開講式 9時45分から  
講 習 10時00分から16時00分まで  
閉講式 16時00分から
- 2 講習場所 1階 小ホール
- 3 受講料 3,000円

## 甲種防火管理再講習（1日間）

- 1 講習日時 令和5年11月7日（火曜日）  
受 付 12時30分から13時00分まで  
開講式 13時00分から  
講 習 13時10分から15時00分まで  
閉講式 15時00分から
- 2 講習場所 2階 第4・第5多目的室  
※受講人数によって研修室が変更となる場合があります。
- 3 受講料 2,000円

- ◎ 受付期間 **令和5年9月1日（金曜日）から9月29日（金曜日）まで**  
**※期間外の申請は受け付けることができませんのでご注意ください。**
- ◎ 申請方法 受講申請書は消防本部または各出張所にて備え付けてあります。また、遠軽地区広域組合ホームページからもダウンロード可能です。  
(遠軽地区広域組合消防本部：<http://www.engarukouiki.jp/>)  
申請書に必要事項を記入の上、遠軽地区広域組合消防本部予防課まで郵送、ファックス、メールまたは持ち込みにより申請してください。持ち込みの場合は各出張所でも受付できます。

**★提出先**

遠軽地区広域組合消防本部予防課あて

郵送 〒099-0492 紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

FAX 0158-42-2184

Mail [yobouka@engarukouiki.jp](mailto:yobouka@engarukouiki.jp)

- ◎ 受講料のお支払いについて  
講習会当日に受付で現金により納入をお願いいたします。事前のお支払いや、口座振込等によるお支払いを希望する方は、支払い方法を指定しますので予防課までご相談ください。
- ◎ 受講資格  
消防法第8条第1項に定める防火対象物（学校、病院、工場、遊技場、飲食店、物品販売店等で一定規模以上の建物）の防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある方。

**※ 甲種防火管理者**

特定用途（集会場・飲食店・店舗・旅館・病院等）に供される建築物で、建物全体の収容人員が**30人以上**、かつ、延べ面積が**300㎡以上**の関係者。

その他の用途に供される建築物で、建物全体の収容人員が**50人以上**、かつ、延べ面積が**500㎡以上**の関係者。

社会福祉施設など、自力避難が困難な方が利用し、就寝を伴う施設又はそれらを含む建物で、建物全体の収容人員が**10人以上**の関係者。

**※ 乙種防火管理者**

特定用途（集会場・飲食店・店舗・旅館・病院等）に供される建築物で、建物全体の収容人員が**30人以上**、かつ、延べ面積が**300㎡未満**の関係者。

その他の用途に供される建築物で、建物全体の収容人員が**50人以上**、かつ、延べ面積が**500㎡未満**の関係者。

**※ 甲種防火管理再講習**

集会場・飲食店・店舗・旅館・病院などの不特定多数の人が出入りする防火対象物（特定防火対象物）のうち収容人員が**300人以上**で甲種防火対象物の防火管理者（甲種防火管理講習の修了者）が対象。

**受講サイクル**

- ① 防火管理者に選任された日の4年前までに甲種防火管理新規講習又は再講習の課程を修了した方は、選任された日から1年以内
- ② 上記①以外の方は、防火管理新規講習又は防火管理再講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内
- ③ 甲種防火管理者の資格を有し受講を希望する方

◎ その他

- (1) 遠軽地区防火管理者連絡協議会の会員事業所の方は資格取得促進事業の対象となり、受講料が半額で受講することができます。
- (2) 筆記用具、昼食、飲み物の持ち込みは可能です。各自でご用意をお願いいたします。
- (3) 講習の遅刻、途中退席及びすべての講義を受講しない場合は、講習修了と認められませんのでご注意ください。
- (4) 講義中は携帯電話の使用はお控えください。
- (5) 講習のために会場内を移動する際は、貴重品の管理にご注意ください。
- (6) 講習についての問い合わせは、下記までお願いいたします。

－ 問い合わせ先 －

|             |                  |              |
|-------------|------------------|--------------|
| 消防本部予防課・消防署 | 遠軽町1条通北3丁目1番地1   | 0158-42-7600 |
| 生田原出張所      | 遠軽町生田原256番地      | 0158-45-2432 |
| 丸瀬布出張所      | 遠軽町丸瀬布東町247番地5   | 0158-47-3211 |
| 白滝出張所       | 遠軽町白滝1363番地50    | 0158-48-2121 |
| 上湧別出張所      | 湧別町上湧別屯田市街地318番地 | 01586-2-4111 |
| 湧別出張所       | 湧別町緑町258番地の1     | 01586-5-2338 |
| 佐呂間出張所      | 佐呂間町字幸町6番地34     | 01587-2-3637 |